

令和2年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月17日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第67号	令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）
日程第 3	請願第2号	コロナ禍による地域経済対策を求める請願書 (請願審査報告)
日程第 4		一般質問
日程第 5	意見書案第8号	コロナ禍による地域経済対策を求める意見書
日程第 6		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び各常任委員会)
日程第 7		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	按 田 武 君
住 民 課 長	渡 辺 良 英 君
福 祉 課 長	下 重 博 光 君
子 育 て 支 援 所 長	千 葉 孝 二 君

産 業 課 長	岩 城 光 洋 君
商 工 観 光 課 長	鎚 木 政 洋 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	須 藤 裕 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	神 義 宏 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	山 田 良 則 君
消 防 署 長	波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	鈴 木 典 和 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 議案第67号

- 藤田議長 日程第2 議案第67号令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案第67号令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億509万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

5款農林水産業費、4項水産業費に水産持続化交付金600万円を追加。

6款商工費、1項商工費において、商工会運営費補助金540万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税140万円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,000万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

5款農林水産業費、4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

6番、大崎議員。

●大崎議員 18節を御覧になっていただきたいのですが、今回説明あったように、商工会運営費補助金（緊急飲食業等支援対策事業補助）540万円、これについては、前回もこの飲食業等についての補正をされて、対策されてまいりました。今回第2弾ということになると思います。したがって、これについてまず、対象業種はどの程度なのか、その辺についてまずお聞きします。

●藤田議長 鎚木商工観光課長。

●鎚木商工観光課長 御答弁申し上げます。

今回の支援金につきましては、この冬の期間の感染拡大が止まらないコロナウイルス感染症の長期化により、町内業者が疲弊しているということでございますので、5月に行いました飲食業のほかにサービス業、小売業ですとか、商工会加盟ほかの事業者におおむね30事業所程度だと思っておりますが、そこに支援の手を差し伸べるものでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 この対策事業費については、現状の新型コロナの感染に伴う業種は相当な打撃、痛手を受け、経営的に厳しいということは全町的に認識をされております。

したがって、それに伴い本日もプレミアム付商品券の販売をされております。これは第4弾ということでございます。このことについて、飲食業等を利活用される町民については、年末を控えて購入や、具体的にいうと灯油とか冬支度、あるいは年末、正月、新年を迎えるための連動的な活用というのを期待していると思っております。

したがって、この件について本日販売された内容も関連しますので、どの程度なのかというところを把握していれば説明いただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 お答え申し上げます。

今、予算上で計上しております商店等につきましての助成については、既に国は1弾、2弾、3弾という形でやって、財源的には国の財源プラス町の財源がございませう。

したがって、商工会の役員等と十分協議した結果、今回はある程度裾野を広げて商工会のほうでランクづけてそれぞれ商店に救済する考えでございませう。

それから、もう一つプレミアム付商品券につきましては、本町は本年140年を迎えましたので、40%のプレミアム付きを発行いたしました。

先日は高齢者を対象に受付を行いまして、40%でありますので非常に人気も高く直ちに完売、受付を完了したような形であります。一般販売も今朝の情報によりますと、多いところで約100人以上も並んで受付されたという話も聞いて、既に予算計上したものをオーバーされたような感じでございませう。

最終的には、これからのあくまでも予想ですけれども、恐らく金額にしても300万円から500万円ぐらい足りないだろう。それで、その内容についてはまた議会を開いてご承認をいただかなければならないのが本意でございませうが、年末も控えて大変であります。

したがって、金額の大小はありますけれども、できるならば専決的な事項とさせていただきます、早急に対応したいと考えておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 本日が定例会の最終日であります。全ての町民は年末の諸準備や新年を迎える段取りもしなければいけないと。

したがって、これらについての飲食業等の支援は当然ですが、新型コロナの収束というのは、私は非常に判断不能であろうと思うのです。収束という期日は、エンドレスで分からないというのが私自身もそういう感触を持っています。収束が分からないというところに対しての行政のありようというのは、非常に期待されると思います。

したがって、今後についての取組は、今、町長から説明あったように、柔軟性を持ちながら対策・対応を迅速にするということを特に重ねて、それらについての意識構造を、31日から4日まで休みになるわけですが、これについては役場職員の皆さんも心して対応をぜひとも期待したいと思っておりますので、再度町長の強い意志をお話いた

できればなと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 プレミアム付商品券につきましては、先ほど申し上げましたとおり本町140年に当たります。

したがいまして、町民に幅広く、順番待ちではなくある程度期間をもって完売したいというふうに、もう既に完売された状況ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、あと予定されている金額、枚数等については、できれば専決事項で対応したいというふうに考えておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、小笠原議員。

●小笠原議員 ただいまの大崎議員と同じ商工費の18節のところでございますけれども、緊急飲食業等支援対策事業補助につきましては、旅館・宿泊業に関する事業者の方には関係ないのかどうかお聞きいたします。

●藤田議長 鎚木商工観光課長。

●鎚木商工観光課長 御答弁申し上げます。

小笠原議員のおっしゃる旅館業等も対象事業者に入っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●小笠原議員 我が町には、旅館・宿泊業に関する業者は少ないわけでございますけれども、中には飲食を伴わない宿泊業のみのところもございまして、その部分も対象になるのかお聞きいたします。

●藤田議長 鎚木商工観光課長。

●鎚木商工観光課長 対象になると思われまして。今回、商工会を通して支援の手を差し伸べるに当たり、各事業者に聞き取り調査を行っているところでございます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま課長が申し上げましたとおりですけれども、飲食業等、商工会の役員とも協議してきましたが、本町におきまして飲食業以外に店舗を張っている、御商売されている方全て対象にしたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

1番、石田議員。

●石田議員 歳出について伺いたいと思います。

コロナ禍の中での支援給付はこれまでも行ってきておりますが、年末にかけて厳しい経営を強いられている漁業者や飲食業等の事業者にとっては経営の支援となる大変有意義な予算措置だと思っております。

そこで、水産振興事業費及び商工振興事業費の交付金及び補助金は、どのような基準により給付されるのか。また、この予算が可決されましたら、年を越さず年内の給付が速やかに行われると思っておりますが、給付時期についても御説明願います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 まず、最初に水産の関係ですけれども、大津漁協は浦幌町と豊頃町を抱えております。したがって、浦幌町の責任のある方と豊頃町の責任のある方、そして担当者と協議し、決めさせていただいている状況でございます。

また、商店の場合については、商工会の役員と十分に協議し、やはり年間の売上の多いところ、または少ないところいろいろありますので、できるだけ区別をしないように3段階ぐらいで、上は30万円、50万円ぐらいから下は10万円、5万円ぐらいで、商工会と協議を重ねながら決定していく考えであります。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●石田議員 この予算可決されましたら、速やかに給付が行われると思っておりますが、時期的にはいつ頃の給付になるのでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 本日議会が御承認いただければ直ちに事務手続に入って、ここ数日のうちに給付する予定であります。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●石田議員 スピード感のある対応をお願いしたいと思います。

令和3年1月以降もコロナ禍の収束が見られない場合、今後もこのような支援対策が必要になってくると思いますが、町長の考えについてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 仮にコロナがこのまま収束を見ない場合については、今、国でもそれぞれ第3弾として地方に対する支援をしております。

それらについても十分勘案しながら決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 これ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第67号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第2号

- 藤田議長 日程第3 請願第2号コロナ禍による地域経済対策を求める請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

- 坂口産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1、請願受理番号。請願第2号。
- 2、付託年月日。令和2年12月8日。
- 3、件名。コロナ禍による地域経済対策を求める請願書。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。新型コロナウイルス感染症の影響により、各国で輸出入制限を強める動きから、食料安全保障の重要性が高まっている。また、人や物の移動が制限され、各種イベント事業等の中止や外食産業等の低迷、インバウンド需要が落ち込み、牛肉・乳製品、小麦、小豆等の需要が大幅に減少し、地域経済へ深刻な打撃を与えており、需要喚起と価格の回復等の対策が急務となっている。

このため、新型コロナウイルス対策の強化を図り、対策関連予算を十分に確保することは、本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番杉野好行議員。

●杉野議員 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

私は、17年ほど前からこの壇上に立たせていただいて、なるべく質問の内容については提案型で質問させていただきたい。また、その折の首長と議会がタッグを組んで、町民の福祉、安全・安心のためにとの思いから、質問をさせていただいてきたわけであります。

当初は西本町長の折、当町立医院に車椅子トイレがないという訴えを聞いて、それを実現すべく質問させていただいてから、茂岩入口の物産広場、または後の水害において、支流のポンプアップを要することによる大津道道の通行止め解消のための仮設の架橋、または葬祭場の新築等、ほとんどが宮口町長の期間で進めていただいたものであります。

その中で、本年3月にも書面での答弁書にありましたけれども、災害時における地元建設業者の今後の育成、または経営持続可能な産業について、町長はどのように考えておられるかということに対しては、なかなかこのように議論のやり取りをすることができないでおりましたので、書面上の簡単なお答えで建設業界と十分協議をした中で、これを進めていくという答弁書でありました。

実は、長寿命化の計画等がありながら、建設業界にそれなりの作業を割り振ってい

くわけでありますけれども、なかなか現下の状況で新しいインフラを整備する、また、そこに単費なり、ほかの行政機関のお金をつぎ込むという計画ができていかないのが現状かと思えます。

その中で、私が最初に申し上げた提案型でありますけれども、北海道の協力をいただいて336に一時避難場所を設けさせていただきました。非常にありがたいことではありますけれども、一時避難をするための場所というのは、津波対策であります。津波対策ということは、周りの大津街道なり長節に抜ける町道なり336なり、冠水して流木等が流れ込んでいる状況になるだろうと。そうすれば336の一時避難所は陸の孤島。ほかに移動する場所もなければ、道路に下りたら車が通れるような状況にはなっていないということが往々に予測されるわけであります。

そのときに、建設業者の育成、または仕事をつくるためにも、336の一時避難所から林道沿いに地図上では旅長峠というのでしょうか、旅来、長節をまたぐ峠、一般的には上水道のドームのあるところですよ。そこまで林道がつながってはいるのですけれども、倒木等、または管理がされていない状況で、通れない状況になっています。その林道を整備することによって地元企業に仕事をつくり、町民に安心・安全の橋渡しをするというのが、私の提案、思いであります。総延長約6キロメートル、この6キロメートルの林道については、当然道有林であります。町で触れられるものではありません。ただし、336の一時避難所を快諾していただいた道に、このことの延長線をお願いできませんかと強く働きかけをしたら、できないことではないだろうというふうに私は思っております。

このことを全て含め、町長に御答弁をお願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

林業関係でございますけれども、本町の林道は林業占用道路含めて32路線、延長にして約90キロを有しております。また、森林の持つ多面的機能を鑑み、その資源の重要性と林業の生産向上には林道の整備は不可欠であります。これまで、各林道とも、整備計画に基づき改良占用道路の開設などを進めてまいりました。さらに、これらの整備につきましては、適正なる入札の結果により、地元企業に協力を得て実施しているのが現状でございます。

なお、大津波の避難場所としている国道336線高台から一般道路への交通が困難な場合については、平成26年3月に北海道と「津波等の被災時における施業道の使用に関する覚書」を締結しております。道有林内の林道及び作業道から町道旅来長節線までの陸路を利用することによって、救援等の交通手段を確保できるのではないかと考えております。また、津波は必ず地震があるわけではありますが、大きな地震の場

合については少なくとも避難する時間帯をある程度確保できますので、できるだけ遠く高いところへ避難するのが一番安全ではないかと思っております。

これらの場合についても、やはり地震の大小によってなかなか回答は難しいですが、どの点にとりましても日頃からやっぱり町民にそういう形を周知しまして、安全対策を考えていきたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●杉野議員 当初の質問で、私の手の内はほとんどさらけ出ささせていただいております。その中で、この道有林の林道の整備を町長はどのようにお考えになっているのか。先ほど、津波の影響によって大津街道にしても国道336にしても、それから長節の沼の終わり、要するに、町道からの336交差点にかけての地域については浸水域になっております。旅来についても、旅来の会館、元小学校があった地域ですが、そこのところからカンカン坂の間のちょうど中間地点までは浸水域になっております。ということは、今私が申し上げるドームまでの林道が確保されていれば、陸の孤島にならずにえる夢館などの避難所に避難できる可能性があるということを申し上げます。

町長としては、道有林の林道整備等についてどのようにお考えか、いま一度伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 道有林につきましては、もちろん町で単独で整備するわけにはいきません。このことにつきましては、やはり道有林の担当の方と私ども担当者と事務を共有しながら、そういった避難場所に適切な道路であれば、当然道にもお願いする形になるかと思っております。

また、先ほども申し上げましたとおり、地震、津波の場合についてはその大小によりますけれども、少なくともやっぱり20分、30分くらいの時間がありますので、できるだけやはり茂岩市街のほうへ向かって避難する、また大津のすぐ市街地の裏とか横に、大きな約12メートルの高さで、面積的には100メートルの100メートルですから、1町ぐらいあります。そこに一時的に仮避難した後、336を通過して高いところに避難するのが通常の避難場所になっております。今、議員がおっしゃるとおり、道有林のそういった適切などころがある場合につきましては、当然これからは災害避難所の通路として、道の担当者並びに私ども担当者内部で協議しながら、執り進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●杉野議員 一昨日の新聞報道の中で、町長の今後の去就について記事が載っております。残りわずかな時間の中で、道との協議をどのように進めていかれるかは分かりませんが、このことについては、このコロナ禍で新型コロナウイルスが今日本国中の、世界中の脅威だというふうに、災害だとまで言われている中ですが、平成15年十勝沖地震が起きてから、もう既に15年以上経過しております。忘れていた部分もあるかもしれません。

私はあの当時、役場の災害対策本部に伺って、町内のほとんど場所、道路を知っている経験豊かな職員の皆さんについては、庁舎からほとんど出向しておられませんでした。その中で、大津の避難所に水を届けなければならないという当時の対策本部長の思いから、その対策本部には今の副町長もおられたと思いますけれども、緊急支援者というふうに手書きをしていただいて、私のトラックに水を積んで大津に向かったことを記憶しております。

大津街道の336の交差点から大津の町に向かったときには、もう既に沼があふれて道路に水が上がっている状況でした。緊急時になれば、それぞれの課のそれぞれのエキスパートの皆さんは地域に調査のために出ておられて、道路が分かる方はほとんどおらず、またはどのように走っていったら安全なのかということが分からない部分が多々あります。

そういう段階で忘れてはならない豊頃町が一番弱い地震対策、津波対策、町長が言われるように、いち早く高いところに避難をしてください、当然のことです。高いところに避難をした後、二、三日、または一週間になるのかもしれませんが、その一時避難した方たちの命を守っていくのか、守っていくためには避難経路が必要だという思いで、私は提案をさせていただいております。

いま一度伺います。担当部署、担当課、もしくは後の我が町をリードしていただく方に力強く継承していただけていくものかどうか、改めて伺って質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 まず、人が代わっても行政は止まることはございませんので、その点は御安心いただきたいと思います。

また、津波、地震等については、本当に大津波が来た場合については当然道路等についても甚大な被害を受けると思います。

ケース・バイ・ケースによって異なると思いますが、できるだけ日頃から職員初め、住民に避難の訓練、避難に対する心構えをいろいろな形でやっぱり周知しなければならないと思います。そういった意味では、今後これからも担当職員を初め、特に津波災害は大津地区でございますので大津地区の住民に年に1度、2度そういつ

た機会を設けて徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●杉野議員 以上で、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番2、4番岩井明議員。

●岩井議員 率直にお伺いいたします。

プレミアム商品券等について、生活保護世帯が町発行のプレミアム付商品券を購入したところ、プレミアム分は保護費から減額すると、収入認定された事例が他町で発生いたしました。胆振管内ですけれども、その件に関して本町での認識等を伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

生活保護費に係る収入の認定につきましては、都道府県及び社会事務所を設置している市などの事務であり、本町は生活保護受給者に対する書類の提出等々、または道への進達事務を行っております。

収入認定につきましては、原則として現金同様に使用できるものは現金と同様に取り扱うものであり、社会通念上収入として判断されるものは全て収入として認定されるのが適当ではないかというふうに考えております。

しかし、本町のプレミアム付商品券発行事業につきましては、町の経済活性化を目的として実施しており、商品券の購入に伴い、プレミアム分が付加される仕組みになっており、その使用については本町の商店のみに限定されております。そして、さらに使用期間も短期間でありまして、お釣りも出ないなどの制約がございます。プレミアム分を現金と同様のものとして収入認定することは、私としてはいかがなものかと認識しております。

また、プレミアム付商品券については、本町として道から特段の通知や指導を受けた経緯もなく、さらには被保護者に対して収入申告を促した事例、また道において収入として認定された事例は伺っておりませんので、その点は御了承願いたいと思えます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●岩井議員 この事例が起きた振興局は、新型コロナウイルスに起因するとはいえ、特別定額給付金のように町民一律の給付ではないことや福祉を必要とする対象者に

限った給付ではないこと、経済対策であることを挙げて収入認定の除外対象ではないと、このように判断したのです。この職員は事務方のプロなのです。その事務方のプロが誤るような、このような方策を出した時点で私は間違いだと思っているのです。本当に職員の方とこの生活保護の方の心情を考えると、心痛むものがあります。

そこで、当町の振興局のこのヒアリングでプレミアム商品券が地域経済の活性化を期待しつつも家計の支援を通じて実施されることから、新型コロナウイルスに起因するからこそ、特別定額給付金と同じように収入認定するべきではないと、このことに対して改善し、当町の解釈の誤りを認めたと、そして認定しないということになったのですけれども、このように難しいこと、職員はプロです。決して職員を避難するわけではなくて。このような非常に分かりにくいものを行ったこと自体が、私は問題があるだろうと思っております。

だから、この問題というのは振興局のこの職員の対応以前に、プレミアム商品券の問題点が浮き彫りになったと同時に、購入した生保の方の心情もいかなものかというふうに考えるところです。このような事案が起こることのないように、このような対策で寄り添った対応を切に望むと、町長の考えをお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 生活保護の収入認定につきましては、先ほども申し上げましたとおり、町村はほとんどが道で、振興局で認定しておりますので、私どもがその認定についての意見を申し上げることはほとんどありません。

しかし、今、議員がおっしゃるとおり、そういったその町々によるイベント、さらにはそういったプレミアム付商品券の発行について、それらが先ほど言いました収入の一部に入るということは、私はやっぱりいかなものかというふうに考えております。もしそういう機会があれば、計算上はそれは正しいのかもしれませんが、社会通念上なかなか理解できないわけでありまして、特に本町の場合はそういった140年を迎えて、町民等しくそういった還元を受ける、それから収入の一部カットすることは私はしない考えでおります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●岩井議員 次に移りますけれども、このプレミアム商品券のこの業種によって使用される割合に隔たりがあると、それと商品券以外の取組も必要と考え、質問ですけれども、先ほど補正が組まれたということで、この辺の質問は答えがある程度出ているような感じがしますが、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、それと町の一般財源によって緊急飲食業等支援対策事業に取り組みされると、先ほどまでそういう答弁があったわけですが、今までかかった人件費や経費などを考慮します

と、この金額では到底賄いきれず、一時的な対応だと考えるところです。収束の見通しが立たないこのコロナですけれども、業者の営業を守るための今後における対策、今30業者程度の対策ということで商工関係に500万円程度、それで補えるというふうな考えは毛頭持っておりません。本当に一時しのぎにもならないような状況だと思っております。

今後の対応について適切なる対応を求めたいと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 この新型コロナウイルスについては、国も補正予算で1弾、2弾、3弾と、それぞれの飲食店等々に支援をしているところでございます。

本町におきましても、5月に飲食店等に対し緊急支援対策を行っており、これから冬期間に入りまして、さらに感染拡大が止まらない状況でございます。

ただ、商店によっては直接影響を受けるもの、また1年間通して影響受けるもの様々ですけれども、今の段階では国からある程度、財源が来ておりますので、それに本町の財源を加えて支援をしてきたところでございます。

特に、本町の場合については件数も少ないですから、できるだけ幅広く、多少上限はありますけれども、これらの商店街の幹部と十分協議しながら支援をしていきたいと考えております。

ただ、これから新型コロナウイルスの感染がいつ収束するか分かりませんが、どの時期まで本町として支援できるか、今のところは予想も想像もつきません。しかし、商店が店を閉めるようなことがあってはならないことですので、できるだけ支援します。

しかし、支援にも限度がございまして、やはり町民の税金を使いますので、できるだけ自助努力はもちろんですけれども、町としても今御指摘のとおり、できるだけ支援をしていきたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●岩井議員 終わります

●藤田議長 11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

一般質問を続けます。

通告順番3、7番大谷友則議員。

●大谷議員 職員の採用形態の違いによる給与の格差についてお伺いいたします。

一般職員と第1号、第2号会計年度任用職員、いわゆる臨時職員との間に給与の格差がありますが、今、民間企業では契約社員やパートなど、非正規労働者と正社員との不合理な待遇格差を禁じる規制がなされ、同一労働同一賃金達成に向けて民間企業も手立てを尽くしているところではありますが、当町においても差がある給与体系がありますが、町長はどのように考えているのかお伺いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

私の町で今年度から導入されております会計年度任用職員制度ですが、以前の臨時非常勤職員については適正な任用、勤務条件を確保するために法改正が行われたもので、本町においても法改正に基づき制度移行したところでもあります。

常勤職員と会計年度任用職員の職務についてですが、同じ部署で勤務をしていますが、業務の内容や量、責任の程度等については異なるところがあり、給与についても地方公務員法に規定する職務給などその均衡の原則に基づき、それぞれ職務内容に応じて決定しているところでもあります。

なお、会計年度任用職員が従事する職務については、効果的・公立的な行政サービスの提供を前提に、それぞれの職の必要性を十分検討しながら、今後も制度の趣旨にのっとり適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 町長は毎年、職員の勤務評価を行うわけではありますが、そこで勤務評価の良い人は是正することもできるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 人事担当課では、それぞれ勤務評価等々については考えておりますけれども、私も毎年それぞれ勤務に応じて準職員を正職員に上げるべく対策を考えております。これからも、できるだけ必要に応じてそういった優秀な職員を正職員にすることについては続けていきたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 職員といえども全員が豊頃の町民ですから、一人一人が公正な処遇をされることにより納得して働ける職場にすることは豊頃町の経済を初め、社会の安定につながっていき、職員も仕事に積極的に取り組む意欲にもつながっていくものと考えますので、ぜひとも改善策を考えていただきたい。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 まことにそのとおりだと思います。これからもできるだけ定数条例の枠

はありますけれども、その範囲内でそれらの職員については身分替えをしていきたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 次に、任期を迎える町長の今後の去就についてをお伺いいたします。

子供たちの未来を見据えた政策や農業の基盤整備、漁業の港の整備、商工業の振興などの政策を実行してきましたが、来年の4月で任期を迎えるわけですが、まだまだコロナ後の困難な町政を担っていただきたいという町民の声がある中でありますが、宮口町長の今後の去就についてのお考えをお聞かせください。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 非常に個人的な話になるわけではありますが、私は常々、物事には始まりがあり、また終わりがあると考えております。

私は、明年4月に任期を迎えるわけです。これまで町政の責任者として、長きにわたり議員各位を初め、町民の皆さんや職員に支えられながら、十分とは言えませんがその職責を果たしてまいりました。今、よわい80を迎え、過日の新聞にも載っておりましたが、体力的に、また気力的にそして知力的にも最近は限界を覚え始めました。残された期間に御迷惑をかけることなく、その職務を遂行すべきと考えております。

以上であります。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 いずれにいたしましても、今後において、健康に留意されまして活躍されることを願っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変ありがたいお言葉、恐縮しております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 終わります。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第8号

●藤田議長 日程第5 意見書案第8号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番、坂口尚示議員。

●坂口議員 意見書案第8号。提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上大谷友則。同上石田貢。

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書。

日本農業をめぐっては、TPP11や日米貿易協定など大型FTAが相次いで発効される中、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による各協定での国内への影響試算は、北海道はもちろんのこと全国において、農業や地域経済への影響が懸念されている。そうした中、本年1月15日に新型コロナウイルス感染者が国内で初めて確認されてから、この間、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下で、感染拡大が今もなお爆発的に広がっている。感染拡大によって、各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している我が国の食料政策に懸念を抱くこととなり、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっている。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルス感染症においては、感染リスクが高まる冬の時期を迎え、日本においても感染が全国的に広がりを見せており、一日当たり感染者数は日を追うごとに増加し、行動範囲の自粛を求める機運が高まっている。しかしながら、国は経済の活性化を図る取組と感染防止対策の両立を進めているが、同時に、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化している。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっている。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道は、深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産などの地域経済に大きなダメージを与えることとなる。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応していただくよう要望する。

記。

1、新型コロナウイルス感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで経済損失が拡大し地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体の対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2、新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。
提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。
以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、意見書案第8号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第6 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第7 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、令和2年4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員